そうだったのか! 住民税

第6回 医療費控除、どうしたら受けられるの?

税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】 税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

■ご存じですか?「医療費控除」と「セルフメディケーション税制 |

医療費控除とは、税額を計算する際の「所得控除」の種類の一つで、1年間に多くの医療費を支払った場合に所得税および住民税の所得から控除することができる制度です。「医療費控除」と「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」の2種類があり、どちらか一方のみが適用できます。

今回は、「医療費控除」の計算方法について解説します。

- ▽**「医療費控除」…** 1 年間(1月から12月まで) に支払った医療費をもとに計算する
- ▽「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」・・・健康の保持増進および疾病の予防として、一定の取り組みを行っている方が、対象医薬品を購入したときの金額をもとに計算する

■「医療費控除」を計算してみよう

【医療費控除の計算方法】

①[1年間に支払った医療費の合計|-「補てん金|

②「所得の5%または10万円」 (どちらか少ない額)

医療費控除

=

①を求めるには → 「医療費控除の明細書」を作成する

治療に要した医療費の領収書(申告年分の1月から12月までに支払いをしたもの)や、保険組合から送付される「医療費通知」を使い、「誰が」「どこの病院・薬局で」「いくら支払ったか」を一人ごとにまとめて、「医療費控除の明細書」

を作成します。また、補てん(治療に対する生命保険の給付金や健康保険の高額療養費などの支払い)があった場合は、その金額も記載します。

医療費控除の対象になるのは「治療に要したもの」だから…。例えば眼鏡の購入費だと、下の例のように対象外となる場合があるから、注意が必要ね。



干しバ

【例:眼鏡を購入した場合】

▽医師が治療に必要だと判断して作成した眼鏡の購入費 → ◎対象 ▽日常生活に使用する近視・遠視・老眼用の眼鏡の購入費 → ×対象外

②を求めるには → 自分の所得をもとに、医療費の合計から差し引く金額を計算する

- ▽**所得が200万円以上の場合…**②は10万円となることから、医療費が10万円を超えると医療費控除額が発生します。
- ▽**所得が200万円未満の場合…**医療費が所得の5 パーセントを超えると医療費控除額が発生します。

【例:所得が300万円の場合】

300万円×5%=15万円>10万円なので、②は10万円

【例:所得が120万円の場合】

120万円×5%=6万円<10万円なので、②は6万円

住民税が非課税の場合や、医療費控除がなくても税額が均等割6,000円のみの場合は、医療費控除を申告しても税額は変わりません。

また、同一生計の親族であれば医療費控除をまとめて計算することができます。家族全員分をまとめて医療費控除を申告することで、 税額が低くなる可能性があります。 僕は収入がゼロで所得税 も住民税も非課税だから、 医療費控除の申告をし ても何も変わらな

いってことだね。

イモジロー



僕の家族の場合、所得税·住 民税がかかっているいもサクパ パが、家族全員分をまとめて 医療費控除を申告すると、税 額が低くなる可能性があるね。

※次回(「広報とうかい」(1月25日号))は、申告相談会のお知らせと併せて申告に関する内容を掲載します。